

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 6 件 |
| 厚生年金関係 | 6 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |

第1 委員会の結論

A社B事業所の事業主は、申立人が昭和18年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20年9月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、同社における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から20年9月1日まで

申立期間については、A社B事業所C工場（現在は、D社。）に勤務していたが、社会保険事務所から、当該期間について厚生年金保険の加入記録が確認できないと言われた。しかし、同時に入社し、終戦まで一緒に働いていた同僚には加入記録があるので、自分も被保険者になっていたはずである。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保有する労働者年金保険記号番号払出簿から、申立人が、昭和18年4月1日付けで被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、E社が提出した、A社B事業所の被保険者名簿を見ると、申立人の氏名、生年月日及び記号番号が確認でき、当該被保険者名簿の表紙には「終戦時」と記載されている上、同社によると、申立人が勤務していた同社C工場は昭和20年9月に創業を停止したとしている。

さらに、申立人が終戦時まで一緒に働いていたとする元同僚は、昭和20年9月1日に資格喪失している上、当該元同僚及び申立人の前後の被保険者の記録を見ても、その多くが同年9月1日資格喪失となっている。

これらを総合的に判断すると、A社B事業所の事業主は、昭和18年4月1日に申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20年9月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保有する同僚の記録から、50円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年5月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月26日から同年5月25日まで

私は、昭和36年3月1日にA社に入社し、平成13年9月15日に退職するまで継続して勤務していたが、昭和37年にB工場からC工場に異動となったころの期間が空白となっている。雇用保険は継続して加入しており、間違いなく厚生年金も加入していたはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主の証言等から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し(昭和37年5月25日にA社B工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る申立期間前後の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間である平成12年2月から17年5月までについて、その主張する標準報酬月額（20万円、22万円、24万円、26万円及び28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成12年2月は24万円、同年3月及び同年4月は26万円、同年5月から同年9月までは28万円、同年10月は26万円、同年11月及び同年12月は28万円、13年1月及び同年2月は26万円、同年3月及び同年4月は28万円、同年5月は24万円、同年6月及び同年7月は28万円、同年8月は26万円、同年9月から同年12月までは28万円、14年1月は24万円、同年2月は28万円、同年3月及び4月は26万円、同年5月は22万円、同年6月及び同年7月は28万円、同年8月は26万円、同年9月から同年12月までは24万円、15年1月は20万円、同年2月から同年8月までは24万円、同年9月は28万円、同年10月は26万円、同年11月及び同年12月は28万円、16年1月は22万円、同年2月は28万円、同年3月は26万円、同年4月は28万円、同年5月は26万円、同年6月から同年12月までは28万円、17年1月及び同年2月は26万円、同年3月及び同年4月は28万円、同年5月は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年2月21日から17年6月1日まで
ねんきん特別便で記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について給与明細書に記載された金額と社会保険事務所の標準報酬月額の記録が合致していないので、正しい標準報酬月額に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出した給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、申立人の標準報酬月額の記録を、平成12年2月は24万円、同年3月及び同年4月は26万円、同年5月から同年9月までは28万円、同年10月は26万円、同年11月及び同年12月は28万円、13年1月及び同年2月は26万円、同年3月及び同年4月は28万円、同年5月は24万円、同年6月及び同年7月は28万円、同年8月は26万円、同年9月から同年12月までは28万円、14年1月は24万円、同年2月は28万円、同年3月及び4月は26万円、同年5月は22万円、同年6月及び同年7月は28万円、同年8月は26万円、同年9月から同年12月までは24万円、15年1月は20万円、同年2月から同年8月までは24万円、同年9月は28万円、同年10月は26万円、同年11月及び同年12月は28万円、16年1月は22万円、同年2月は28万円、同年3月は26万円、同年4月は28万円、同年5月は26万円、同年6月から同年12月までは28万円、17年1月及び同年2月は26万円、同年3月及び同年4月は28万円、同年5月は24万円に訂正することが必要である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は誤った標準報酬月額で届出を行ったことを認めていることから、事業主は給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成元年12月、2年5月から同年9月、4年7月から5年9月、9年2月から同年9月、10年2月から同年5月及び17年2月から8月について、その主張する標準報酬月額(20万円、19万円、22万円、26万円、38万円及び50万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成元年12月について20万円、2年5月から同年9月が19万円、4年7月から5年9月が22万円、9年2月から同年9月が26万円、10年2月から同年5月が38万円、17年2月から同年8月が50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の平成16年8月11日及び同年12月24日の標準賞与額に係る記録を、それぞれ52万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人の当該賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月23日から20年4月1日まで

ねんきん定期便を見たところ、標準報酬月額の記録が給与明細書の保険料控除額と合わない箇所があることがわかった。また、標準賞与額についても記録されていないところがある。申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額について、正しい記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立

てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、「特例法」という。）に基づき標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額及び賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額及び標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額及び標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が提出した給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額及び報酬総額から、申立人の標準報酬月額の記録を、平成元年12月について20万円、2年5月から同年9月が19万円、4年7月から5年9月が22万円、9年2月から同年9月が26万円、10年2月から同年5月が38万円、及び17年2月から同年8月が50万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に相当する標準報酬月額と、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 平成16年8月11日及び同年12月24日の賞与について、社会保険庁には記録が無いが、申立人が提出した賞与明細書から、申立人が事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

したがって、賞与明細書に記載された賞与額の記録から、申立人の標準賞与額の記録を、平成16年8月11日及び同年12月24日について、それぞれ52万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの賞与に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間のうち平成元年11月、2年1月から同年4月、同年10月から3年6月、同年8月から12月、4年2月から同年6月、5年10月から9年1月、同年10月から10年1月、同年6月から14年8月、同年11月から15年1月、同年3月から17年1月及び同年9月から20年3月については、申

立人が提出した給与明細書から確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録の標準報酬月額を超えていないことが確認できることから、記録を訂正する必要は認められない。

また、平成元年10月、3年7月、4年1月、14年9月、同年10月及び15年2月については、給与明細書等の保険料控除額が確認できる資料は無いが、当該期間前後の給与明細書により確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録の標準報酬月額と一致又は超えていないことが確認できることから、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく保険料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和51年7月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC事業所における資格喪失日に係る記録を昭和54年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和51年7月26日から同年8月2日まで
② 昭和54年8月11日から同年9月1日まで
③ 昭和54年10月26日から同年11月1日まで

給与明細書から、申立期間の厚生年金保険料が差し引かれていることが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持している給与明細書及び事業主の証言等から判断すると、申立人が昭和51年7月26日からA社B工場に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かにつ

いては、A社の事業を継承したD社が、申立人の資格取得について届出誤りを認めていることから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和51年7月分の保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間③について、申立人が所持している給与明細書等から判断すると、申立人が昭和54年10月31日までC事業所に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は平成5年4月1日に社会保険の適用事業所でなくなっており、当該事業所を運営していたE事業所も不明と回答している上、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間②について、申立人は、自らが所持するF社の昭和54年8月分の給与明細書において厚生年金保険料の控除が確認できることから、同年8月について被保険者であったと主張しているが、当該事業所の親会社であるG社は、「保険料については翌月控除していたため、8月分の給与明細書で控除されているのは7月分の保険料である。」と回答しており、事実、申立人が所持する同年8月分の給与明細書から、同年7月及び退職月の8月の給与と一緒に支給されているのが確認できるが、厚生年金保険料については、1か月分のみ控除であり、8月分の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、事業主が提出した申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届及び喪失届を見ても、事業主が申立人について、社会保険庁のオンライン記録どおりの資格得喪に係る届出を行ったことが確認できる。

さらに、申立人から聴取しても、当該事業所に勤務した期間に係る記憶は不明瞭^{りょう}であり、「昭和54年8月末までは勤務していなかったと思う。」と証言している上、雇用保険の加入記録も54年8月10日資格喪失となっており、厚生年金保険の被保険者記録と符合している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月1日から4年9月20日まで
社会保険事務所の職員が自宅に訪れ、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が引き下げられているとの話をされた。申立期間当時、役員報酬として月額70万円を受けていたので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年12月31日以降の5年1月7日付けで、申立人の標準報酬月額が、3年6月から4年8月までの期間について、53万円から9万8,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立期間当時、同社の取締役であったことが確認できるが、申立人は平成4年9月20日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している上、当時の経理担当者から、「申立人は、会社の運営及び経理関係に携わっていなかった。」としていることから、申立人が当該^{そきゅう}遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を^{そきゅう}遡及して行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 11 年 6 月 1 日から 13 年 2 月 16 日まで
② 平成 13 年 2 月 16 日から 15 年 7 月 21 日まで

申立期間①についてA社、申立期間②についてB社に勤務していたが、両社の事業主は同一であり、給与は月額 36 万円程度を受け取っていた。しかし、社会保険事務所の標準報酬月額の記録を見ると、申立期間①は 13 万 4,000 円、申立期間②は 12 万 6,000 円となっている。正しい記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①及び②について、A社及びB社の事業主から提出された賃金台帳及び源泉徴収簿等で確認できる申立人の厚生年金保険料控除額を基に算出した標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録の標準報酬月額とすべて一致している。

また、当該両事業所の事業主によると、申立期間当時は、年3回の賞与を社内預金として積み立て、これを毎月払い戻し、給与と合算して支給していたとしており、このような取扱いについては、事前に従業員に説明するとと

もに、労使協定を結び、労働基準監督署にも届出を行っていたとしている。

さらに、B社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び喪失届に記載されている標準報酬月額は12万6,000円であり、社会保険庁の記録と一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 10 月 1 日から 30 年 12 月 1 日まで
社会保険事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間についてA社B工場での加入記録が無いとのことであった。私は、昭和 29 年 2 月ごろに当該事業所を一度退職したが、その後、6 か月から 8 か月後に再入社しているので、申立期間が厚生年金保険未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した社員名簿及び雇用保険の加入記録から、申立人が昭和 29 年 10 月 22 日からA社B工場に勤務していたことは認められるが、当該事業所が保管している社会保険台帳を見ると、申立人について、「昭和 30 年 12 月 1 日取得、平成 7 年 12 月 16 日喪失」との記載があり、事業主から社会保険庁のオンライン記録どおりの被保険者資格の取得及び喪失の届出がなされたことが確認できる。

また、申立人と共に当該事業所を退職し、同時に再就職したとする元同僚についても、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人と同じ昭和 30 年 12 月 1 日に被保険者資格を再取得していることが確認できる。

さらに、当該社員名簿から、申立人は、昭和 29 年 10 月に復職した当初、臨時工の身分であったことが確認できるとともに、複数の元同僚から、「当時、臨時工から正社員になるための試験があり、この試験に合格した者が正社員になれた。申立人は 2 回目の試験に合格して正社員になった。」との証言が得られており、申立人自身もこれを認めていることから、当時のA社B工場は、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった可能性が考えられる。

このほか、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。